

朝日新聞信用組合 組合員ダブルパワー預金(賞与型)規程

1. (預入れ等)

- (1) この組合員ダブルパワー預金(賞与型) (以下、「この預金」という) は、預入日の6ヶ月の応当日ごとに金利が変動する変動金利商品です。
- (2) この預金は、毎年1月・7月の22日もしくは28日に、①給与天引きによる自動引去り②普通預金から自動引去りのいずれかの方法により預入れします。
- (3) この預金の預入額は、1回10,000円以上(10,000円単位)とします。また、初回預入後、預入額は所定の用紙を提出することで減額できます。増額を希望する場合は新規にお申し込みが必要になります。
- (4) この預金の口数は、2口を上限とします。

2. (申込)

この預金の申込は、当組合所定の申込書により受け付けます。

3. (証書等)

- (1) この預金の証書は発行いたしません。代わりに残高等のお知らせを年1回発行いたします。
- (2) 預入額等この預金の契約内容は、申込書ならびに年1回発行する残高等のお知らせによります。

4. (自動継続)

- (1) この預金は、満期日に元利金を前回と同一期間の定期預金とし、これに毎回の預入額を加えて6ヶ月定期預金として自動的に継続します。
- (2) 満期日に普通預金の残高不足等により預入れ不能となった場合、自動継続は停止となり、以後の預入れはできません。
- (3) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) この預金は、初回預入日より5年経過ごとに継続日における当組合所定の利率に0.01%上乗せします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)、および預入日における当組合所定の利率(継続したときは第4条第3項または第4項の利率。以下、これらを「約定利率」という)によって計算します。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第7条2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という)は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という)および普通預金利率によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。
- (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、次条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

7. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するときは、当組合所定の用紙に記名捺印して当店にご提出ください。解約金は普通預金口座にお振込致します。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ① 預金者が口座開設申込時に表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

8. (届出事項の変更等)

印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。ただし朝日新聞社社員の場合は会社に提出した異動届けの住所に自動的に変更しますので、住所変更の届けは不要です。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (譲渡、買入れの禁止)

- (1) この預金は、譲渡または質入れはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

11. (預金保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当組合にご提出ください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障を生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

付 則

1. この規程は、2009年12月1日付から実施します。
2. この規程は、2011年1月1日付から実施します。
3. この規程は、2014年6月2日付から実施します。
4. この規程は、2025年11月1日付から実施します。